

第 69 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2019 年 2 月 21 日 15:00～17:10

◆会場：財務省会議室

◆議題

1. G20 大阪サミットに向けた人的資本分野に関する財務省の方針について
2. SDGs 実施 4 年目を迎えて～G20/TICAD7 に向けた保健・栄養・教育分野への資金動員に関する日本政府の取り組みの方向について
3. コソボ C 石炭火力発電事業（Kosova e Re）に対する世界銀行の支援検討停止決定と国際協力銀行（JBIC）による融資検討について
4. インドネシア・チレボンおよびバタン石炭火力発電事業の環境社会配慮に係る住民の指摘に対する JBIC の現地モニタリング時の確認方法とその後の対応結果

◆参加者

財務省側

1. 宮原隆 大臣官房審議官（国際局担当）
2. 今村英章 国際局開発機関課長
3. 津田尊弘 国際局開発政策課開発政策調整室長
4. 大浦大輔 国際局開発政策課国際保健専門官
5. 河村健太郎 国際局開発政策課課長補佐
6. 渡邊毅裕 国際局開発政策課（参事官室）課長補佐
7. 久永拓馬 国際局開発機関課課長補佐
8. 長岡寛 国際局開発政策課予算係長
9. 山崎真依 国際局開発政策課（参事官室）地域第 3 係長
10. 三宅陽裕 国際局開発機関課開発機関総括係長
11. 佐野雄治 国際局開発機関課開発機関第一係長
12. 大和宏彰 国際局開発機関課開発機関第三係長

JBIC 側

13. 関根宏樹 業務企画室業務課長
14. 池原学志 電力・新エネルギー第 1 部 第 3 ユニット長
15. 西宇智彦 電力・新エネルギー第 1 部 第 3 ユニット調査役
16. 角掛宏行 電力・新エネルギー第 2 部 第 4 ユニット調査役
17. 伊藤祐基 業務企画室業務課調査役

NGO 側

1. 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
2. 浅野恵子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
3. 竹内海人（シャンティ国際ボランティア会/教育協力 NGO ネットワーク）
4. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
6. 大沼照美（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
7. 鈴木康子（気候ネットワーク）
8. 杉浦成人（FoE Japan）
9. 松本光（FoE Japan）
10. 神谷麻美（公益財団法人ジョイセフ）
12. 林達雄（アフリカ日本協議会）
13. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
14. 田辺有輝（JACSES）
15. 宋漢娜（JACSES）
16. 鈴木恵麻（JACSES）
17. 前田由布（JACSES）

議題 1. G20 大阪サミットに向けた人的資本分野に関する財務省の方針について

柴田：

本日は、ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田とシャンティ国際ボランティア会の竹内の 2 名で、C20 教育ワーキンググループとして議題提案をさせて頂いた。まず C20 に関する対面会合が今週の月曜、火曜に行われたが、そちらにご多忙の中宮原様にご参加頂き、非常に良い意見交換をさせて頂いたことに深謝する。

それでは早速、お手元の資料に沿って、背景のご説明をさせて頂いた上で質問をさせて頂きたい。昨年の G20 ブエノスアイレスサミットでは、成果文書である首脳宣言において、教育へのアクセスの重要性が力強く強調された。また、昨年は G20 の枠組みで初めて教育大臣会合が開催され、その宣言文でまず、世界の持続的発展と SDGs の達成に向けて教育が非常に重要な役割を果たすことが強調された。さらに人的資本投資の考え方下、「幼年期発達のための G20 イニシアティブ」が立ち上げられるなど、昨年以降、教育分野に非常に大きな力点が置かれている。人的資本投資は、世界銀行の考え方に基づいていると考えられる。子どもの健康状態と学習成果の向上が長期的に国民および国家の所得を大幅に改善し得るという考え方で、昨年の秋に世界銀行からローンチされたイニシアティブと存じている。

昨年の G20 からの流れを受け、今年の G20 においても、シェルパトラックの開発ワーキンググループにおいて、人的資本投資の柱の下、教育アジェンダに力点を置いた議論が行われる見込みとなっている。特に昨年のカナダで開催されたシャルルボアサミット、そして今年の G7 リヨンサミットでも、教育アジェンダが議論されているところである。こちらの議論との整合性等も踏まえながら、今年の G20、特にシェルパトラックでは、教育アジェンダに関し 3 分野を中心とした議論が行われると伺っている。1 点目

が持続可能な成長を実現するための質の高い教育、2点目がイノベーションを生み出す教育、3点目が強靱で包摂的な未来をつくる教育である。この3つに焦点を置いて、議論が行われると伺っている。

それから人的資本指標は保健と教育の2つの柱で成り立っている。保健のワーキンググループでは、UHC (Universal Health Coverage) を中心とした保健アジェンダが議論されると伺っている。そして G20 に向けた財務トラックの方針としては、貴省のホームページ等確認し、財務大臣談話でも明記されていたが、「物的インフラへの投資だけでなく、人的インフラへの投資も重要である。この観点から、途上国における UHC の達成に向けた持続可能なファイナンスの実現も、成長力の強化のために不可欠と考えている」とご発言されたと承知している。

このような背景を踏まえ、私どもから2点、質問させて頂きたい。1点目が、今回の G20 に向けた財務トラックの方針、特に G20 における保健と教育両方を含めた人的資本投資全般に対する財務省の方針について伺いたい。2点目は、G20 における人的資本投資のうち、保健と並ぶもう一つの柱である教育アジェンダに対する財務省としての方針をお聞きしたい。私どもは、日本が他国を牽引できる分野としては、やはり UHC の経験を踏まえた保健と教育だと思っている。日本の教育の経験は、他国に伝えることができる、誇れる財産だと思っている。よって教育アジェンダの戦略的な位置付け、担当される部署、教育のためのグローバルパートナーシップ (Global Partnership for Education) や教育を後回しにできない (Education Cannot Wait ファンド) への資金拠出などについてお考えをお聞かせ頂きたい。

MOF 津田 :

最初のご質問の G20 に向けた財務トラックの方針、特に G20 における人的資本投資全般に対する方針について回答させて頂く。最初に既に引用頂いた財務大臣談話で書いているが、G20 日本議長下での財務トラックは3つのテーマがある。第1のテーマは、グローバルインバランスや高齢化などの長期に渡る構造問題を含む世界経済のリスクと課題への対処に取り組むことである。第2のテーマは、成長力の強化のための具体的な施策を、G20 としてどのように加速させていくかである。ここが先ほどの柴田様のプレゼンテーションで引用頂いた点であるインフラへの投資、人への投資が関係するところであり、低所得国における債務持続可能性の確保なども議論の射程に入る予定である。第3のテーマが、技術革新やグローバル化がもたらす経済社会の構造変化、特に経済の電子化への課税上の対応や金融市場の分断、金融技術革新関する事項について議論することである。

人的資本は第2のテーマの中に含まれる。既にお話があったが、世銀から出されている Human Capital Project のレポートにおいても、健康を国民の間で増進することは、教育効果を高め、生産性を向上させるとの指摘もある。財務省としてもこの人的資本への投資を重要なものとして認識している。UHC 自体は当然ファイナンス面以外もあるが、我々は財務トラックであるので、UHC を支える保健システムを持続可能なものとするために、これを支える強固な保健ファイナンス制度が必要である。

教育については、おっしゃった3点をテーマに、シェルパトラックで重点的に議論されると伺っている。今申し上げた談話で、麻生大臣から指示があったテーマの中では、教育に関しては、具体的にピンポイント

ントでは取り上げない。しかし、人的投資が重要であるとの文脈の中で、重要性については認識している。

柴田：

今お話あったように、保健についてまず深い議論をされ、教育については取り上げないということだが、去年から G20 の中で教育を扱うという、これまでとかなり違う流れが出て来ている。G20 は G7 とはまた異なるステークホルダーが参加するとのことで、合意や話の調整が非常に難しい枠組みの中での議論になる。これまでのいわゆる金融議論とは離れた話が俎上に乗っていると感じられる。今年の G20 では教育に関するファイナンスは扱わないとのことだが、日本政府として今回日本が G20 の場になるので、これを議案の 1 つとして言及され、戦略的に位置付けて頂きたい。

UHC も日本の経験があったからこそ日本がリーダーシップを取ろうとされてきており、これまで日本政府として大きな国際会議を首相のリーダーシップの下で開催する等、非常に尽力されて来ていると認識している。このような流れの中で、財務省としてもファイナンス面での議論を活性化させるため、例えばランセットに麻生大臣が寄稿されるなどの形で議論の盛り上げをされて来たと思う。何らかの形で教育を財務トラック、もしくは財務省として、戦略的に位置付けて、今後保健における UHC のような形で議論を牽引されていく見通しはあるのか。

MOF 津田：

大阪サミットはご案内の通り 6 月末で、気付いたらもう 2 月の中盤になっている。現段階で教育を議題に入れるよりは、麻生大臣なり安倍総理から頂いた指示の中で我々の優先課題を実施していくことになる。しかし、例えばマクロ経済の議論、構造的に成長力、潜在成長力を上げていくために何が必要かとの議論をしていく中で、当然教育は議論の中にも出てくる可能性はある。教育をきっちり提供するためには、どのような教育機関にお金を出していくか、あるいは締めるべきかなどの議論も出てくるかもしれない。現段階で私の方で議論をすると断言することは難しいが、財務大臣や中央銀行総裁のレベルで、そういったところにご関心が出てくれば、我々としてもしっかり議題としてテイクアップしていくことになろうかと思う。ただ議題としては今申し上げた形になっている。

MOF 宮原：

少しだけ補足させて頂く。既に言及を頂いたが、保健に関しては皆さまのご承知の通り、実は積み重ねがあった。3 年近く前、G7 で日本が議長の際に UHC を中心議題とした。その後も UHC に関しては、アフリカ支援の TICAD や、あるいは国際的な保健のステークホルダーを集めた UHC フォーラムを一昨年の 12 月に、日本が主たる共催者として行った。そういう積み重ねがあった上で、G20 議長としての日本がある程度自信を持って提案できたのが UHC である。シェルパトラックで UHC を含む保健に関して様々なことをやるが、ファイナンストラックはその裏付けになる保健財政をどうするかということに注目する。一方で教育に関しては、世銀のローンチした Human Capital Project の中で、保健と教育が車の両輪となっており、教育の重要性が世界的に一気にスポットライトを浴びるようになったが、日本議長として、その他の G20 国に対して教育の議題を提案する基礎のようなもの、特に教育のファイナンスに関し

ては正直そういったものはない状況。これから国際的な議論の展開もよく勉強していく。もちろん今津田が申した通り、議長と言っても G20 の議論の全てを支配するわけではないので、他の加盟国が是非追加でやろうと言ひ、マジョリティの声として上がってくれば、議題の修正も理論的には有り得る。ただ、あと 4 か月しかないので時間の制約はある状況だと思っている。

柴田：

状況がよく分かった。私はこれまで、この会で何回か教育議題を挙げさせて頂いている。繰り返しになるが、やはり保健と同じように教育は、日本として他国に提供できる題材がたくさんあると思う。議論の積み重ねがあつてこそその G20 なり G7 でのローンチというお話であつた。私どもも国際的な教育のネットワークと連携をしながら、伊勢志摩サミットも含め、継続して G20、G7 トラックでの議論へのインプットを続けている。教育の議論が去年からかなり盛り上がっていると認識しているので、この議論の盛り上がりを引き続き絶やさないように、また、次の機会などに日本が UHC のような素材として教育を取り扱って頂けるように、市民社会としても盛り上げるよう後押ししていきたいと思っている。

竹内：

追加でコメントさせて頂く。基本的には G20 の話は今の議論の通りだが、やはり私どもとしては教育がすごく盛り上がっているのだから、出来るだけ日本国内で盛り上げていながら、こういったところで議論を進めていきたいと考えている。HCI (Human Capital Index) や、そのインベストメントは、おっしゃったように保健と教育の両輪であり、これは日本のケースを考えると、国民皆保険の達成や義務教育の普及など、具体的な例が既にあると思っている。

特に教育に関しては、義務教育と言っているが、日本で言うと就学義務にあたり、やってきたことというのは就学をいかに保証するのかという枠組みと、またその運用、実際にお金をどのように確保するのかということ。そういったところではまだ提案するスペースがあるのではないかと、イニシアティブをとっていけるところがあるのではないかと、と純粋に思うところであつた。具体的にどういったところを日本はアピールしていけるのか、また国際社会の中でどのように噛み合っていくのかを議論できたら良いと考えている。

最後に、先ほどおっしゃっていたように積み重ねはとても重要だと思っている。今私どもが国際社会とコミュニケーションしている中で、教育のファイナンスはすごく議論が盛り上がっているところだ。例えば国内資金の動員はどうやってするのか、それをどうやって税の仕組みと組み合わせるのか、後ほど SCJ 大野さんからも質問があると思うが、債務の持続性といった議論もある。そういったことを国際的に始まっている議論の積み重ねと、また、私たちの中で日本でのこうした議論の積み重ねができたかと考えている。

議題 2. SDGs 実施 4 年目を迎えて～G20/TICAD7 に向けた保健・栄養・教育分野への資金動員に関する日本政府の取り組みの方向について

大野：

気が付けば SDGs 実施も 4 年目に入り、SDGs 採択時の嵐のような日々からもう 3 年も 4 年も経ったのかと、感慨深く思っている。実際に SDGs 実施に入り、SDGs が目に付くことが多くなり、それは外務省を始めとする日本政府の取り組みの推進のおかげであると思っており、感謝している。しかし、資金の部分がなかなか追いついていかないことが言われており、そのことについて今回は簡単に質問をさせて頂いた。まず、質問をさせて頂く前に、これまでの定期協議会で私どもから保健分野のグローバル・ファイナンス・ファシリティの質問をさせて頂いたかと思うが、日本政府として 5,000 万ドルの拠出をコミットして頂いたと聞き、それに関して感謝を申し上げたい。

先ほど柴田さんからの質問があったように、今年は G20、続いて TICAD7 という目白押しの年である。まず質問の 1 点目の保健分野について先ほど口頭で頂いたように、各国の保健財政制度をどのように支援していくのが今回の G20 と TICAD7 のメインの話になるかと思う。そこで、日本として UHC のリーダーシップをとっていることに感謝を申し上げると同時に、具体的に各国の保健ファイナンス制度を進めていくにあたり、具体的にどの様に進めていく予定なのか伺いたい。例えば、UHC in Africa、いわゆるテキストブックだと以前ここで教えて頂いたが、その UHC in Africa を具現化していく中で具体的に「このような取り組みを進める」あるいは「このようなイニシアティブをする」という予定があれば是非聞きたい。続いて、保健分野 2 点目の質問だが、UHC in Africa のフレームワークに加え、内閣官房健康・医療戦略推進本部としてアジア健康構想に加えて今後アフリカ健康構想も出すということだが、そのようなイニシアティブを踏まえて、TICAD7 で UHC の取り組みをどのように進める予定なのか合わせて教示頂きたい。

2 点目の栄養分野だが、保健と並び栄養も非常に注目浴びている。G20 においても「G20 食料安全保障・栄養フレームワークの実実施計画」が出され、G7 伊勢志摩サミットでも日本として行動ビジョンを発表しており、ありがたく思っている。そういった具体的な行動計画やイニシアティブが出された上で、今回の G20 は UHC がメインになるとのことだが、そこで栄養がどう取り扱われるのかまず伺いたい。栄養分野 2 点目の質問だが、フランスの G7 で Power of Nutrition というイニシアティブを重要視した取り組みを進めようとフランス政府が話をしていると、フランスの G7 で保健に取り組む市民社会から耳にしている。この Power of Nutrition という取り組みに対して、日本でどのように支援を強化することを考えているのか、あるいはフランス政府から呼びかけがなされているのか教えて頂きたい。栄養分野 3 点目の質問は SUN 信託基金について伺いたい。現在フェーズ 2 を実施中と伺っているが、今後の予定・現在の進捗状況をお聞きできればと思っている。

最後に教育について、先ほど柴田さんから質問頂いたものに重なってしまう部分も少しあるが、もう少しフォーカスして質問する。International Financing Facility for Education (IFFEd) という仕組みが主に世銀で既に議論が進んでおり、IFFEd の制度設計の議論を国連カイギリスかで行われているときに日本も参加したとお聞きしている。財務省か外務省のどちらから出られたのかは分からないが、参加があったとのことで、どなたが参加なさって、日本は制度設計に対しどのような姿勢だったのか教えて頂ければと思っている。

実際の制度設計のペーパーを見ると、やはり市民社会として気になるのは、先ほどから出ている債務の持続可能性の部分である。このシステムがマイナスになるというか、債務のさらなる蓄積につながるような制度設計になってしまっているのではないかと懸念がある。もう一つはなかなか教育に対して資金が集まらない中、基本的にローンでなされるこの仕組みで他の国際的機関との調整をどのように考えられているのか、この点をお分かりなら教えて頂きたい。

MOF 津田 :

質問がたくさんあるが、一つずつ答えていきたい。分からないことや足りない部分があれば追加で質問して頂きたい。

最初の UHC のファイナンスを財務トラックでどう進めていくかに関して回答させて頂く。実は UHC ファイナンスというタイトルがアジェンダとして G20 に乗るのは初めてである。我々としてはもちろん UHC の重要性は総論として分かっている。しかし、それが具体的にもたらす便益、例えば先程の話でも出たように、人的資本の基盤となるとか、健康危機に対する preparedness を高めるとか、ヘルスセキュリティがあるとか、この重要性について一定の共通の理解を財務大臣なり総裁がきちんと形成していくことが若干急ぎ足の大阪までの道のりの中で重要な第一歩だと思っている。ただ議論して終わってしまうのではなく、一つの共通理解を形成することが大事だと思っている。

UHC はどこの国にも当然関係するが、議題として途上国において「in developing countries」というのが入っている。UHC の実現を、開発初期段階に達成する必要がある一つの開発課題として捉え、先進国・中進国・途上国と様々な方々が集まる G20 の場で、みんなにとって大事な開発課題だと爪痕として必ず残すことが我々に課せられた課題だと思っている。

TICAD7 については、外務省が中心となって検討を行っている。当然 UHC in Africa もあり、何らかの検討を進めていると思う。現段階で財務省から、外務省がこのように考えているとお伝えできる内容は無い。当然色々な角度から外務省で検討されており、今までの継続、積み上げて来たものがあると思っている。我々としても外務省と連携して何らかの検討を進めることになると思う。

栄養については、先ほどグローバル・ファイナンス・ファシリティの 50 ミリオンのお話があったが、30 ミリオンとプラス 20 ということ、IDA 資金の動員が確認された時点でプラス 20 にステップアップすることになっている。こちらについては財務トラックで栄養というタイトルが出ることはない。しかし、栄養は重要な開発課題の一つとして認識している。SUN 信託基金や GFF 等への資金を通じて、栄養改善への資金動員を図っていきたい。

Power of Nutrition について。我々がお金を出しているのは SUN 信託基金と GFF なので、今のところはこの 2 つで成果を出していく。現段階で Power of Nutrition 等の他のプラットフォームへの拠出を検討していることはない。SUN 信託のフェーズ 3 の話について。先の話になるが、2016 年にフェーズ 2 が始

まっから 48 の案件で進捗が見られている。現段階でフェーズ 3 をやるのか、継続してお金を出すのかについては何も申し上げられない。しかしフェーズ 2 でどういう成果が出るのか、どういう課題が浮き彫りになるのかを、我々は注意深く見て、それを踏まえて検討していく。

最後の教育（IFFEd）についてだが、準備会合に出てきたのは現地の大使館の方で外務省の方のようだ。今回の市民社会の皆さんとの対話の中で我々が初めて勉強したところもあり、外務省の方で検討しているのではないかと思う。

大野：

追加の細かい質問で恐縮だが、SUN 信託基金に関して質問させて頂く。これまでフェーズ 2 は 2016 年から 2019 年の 3 ヶ年の予定とお聞きしていたが、つまりしばらく延長するイメージでよいか。フェーズ 2 はまだ終了の予定はないということか。

MOF 津田：

フェーズ 2 は続いていく予定だ。

大野：

また教育の IFFEd に関してだが、世銀が関わっているとのことで、実際に例えば日本が IFFEd に拠出を支援することになった場合、世銀を通じた資金拠出になるかと思う。財務省の管轄か、それとも議論が外務省で始まっているのでそのまま外務省の管轄になるのか、素人質問で恐縮だがお聞きしたい。今後実際にこの支援が外務省で検討するとなった場合、主管はどちらになるのか。もしお分かりなら教えて頂きたい。

MOF 今村：

一般論で申し上げる。世界銀行に対しては確かに財務省が出資国として管轄している。こういった信託基金のような任意の支援は実は財務省に限らず、外務省であったり環境省であったり、色んな役所の方々がやっている。それは個別のポリシーに応じて、例えば財務省的なもの、財務省として関心のあるものは我々が出す。他のところ、例えば助成基金のようなものは外務省が出していたりする。特に日本の推進したいアジェンダがあり、ちょうど世銀にエキスパティーズがあるときは各省庁のいわゆる国際協力予算の中から世銀を通じてやってみようかと判断になる。それは個別のポリシーイシューになる。

MOF 宮原：

脇から少し補足意見を述べさせて頂く。順不同で恐縮ですが、まず債務の持続可能性について、市民社会の皆さんが関心を持ってくださることはすごく嬉しいことだ。是非関心を持ち続けて頂ければと思う。この間の C20 の会議に出させて頂いた時にも質問頂き、G20 の中で議論しているときにも新興国代表の方からよく聞くのが、債務持続性は大事だが、インフラ投資や保健教育の投資も含む必要な投資には、どうしてもお金が必要だという議論。それはそれでレジティメイトな議論だと思う。しかし、十分伺った上でやはり私たちが思うことは、持続不可能な借り入れと債務の積み上がりは、最後の最後に成長の

大きな阻害要因になってしまうということ。

もしかしたら、皆様の方が勉強されているかもしれないが、90年代の末から2000年代初めのサブサハラアフリカを中心にしたHIPCの話、その後に続いた世銀などによるデットリリーフの問題があった。なぜあのようなイニシアティブが始まったか、それは、サブサハラの子の債務が積み上がった状態にしておく、債務返済負担で成長分野にお金が回らない状況が続いて、経済成長が望めない、あるいは大きく阻害される状況になったことが明らかになったということで、貸し手側にとっては非常に苦渋の決断をしたということ。

もちろん個々の開発案件、投資案件を見れば、良いクオリティで、計画通りに実行されれば、地域や国の経済成長に役立ち、人々を貧困から救うという効果が期待できる案件はたくさんある。しかしよく見ると、効果がどの程度望めるのか、また債務返済負担は必ずやってくるにも関わらず借り入れは巨大で、プライマイすればむしろ経済成長にマイナスになる影響が大きいのではないかと疑わしい案件もある。そういうことをきちんと見ていって、トータルとして持続不可能な債務が積み上がることを回避しなければいけないことは、総論として私たちも深く信じているところである。各論としてはきちっと経済成長に裨益するような開発案件、投資案件を借り手側と貸し手側が協力して、しっかり作ることが大事だ。市民社会の皆様も是非そういう観点で、現場で起きていることをチェック頂けると良いと思っている。

TICADは津田が答えた通りだが、例えばUHC in Africaに関しては確かに3年前ローンチし、具体的な国別のプロジェクトも世界銀行やJICAの協力を得ながら進んでいる。TICAD7までにこの3年間の成果をどういう形にせよ、まとめる作業はおそらく出てくるのではないかとと思っている。中身がどうなるか今は全く知識がないためお話できないが、それを受けてその次にどうすべきか、である。これはファイナンスだけでなく、現場レベルのUHCの話もたくさん入ってくるので、外務省と一緒にやっていく。外務省にリードを取ってもらいつつインプットする。

大野：

債務に関してはまさにおっしゃる通りで、今回のC20に来たメンバー、特にアルゼンチンなどの中南米の方々は債務を非常に気にしており、債務が積み重なるとどれだけ自分たちの生活に負の影響があるのか見に染みてわかっているところがある。債務の持続可能性はとても重要なポイントだと思っている。また、市民社会は90年代後半から2000年の債務の問題に非常に深く関わってきたメンバーがまだおり、債務の持続可能性は今後も市民社会側としても気をつけて見ていきたいと思っている。特に教育・保健に必要な予算が債務返済に使われてしまうという問題意識がある。それに加えて昨今のSDGsのファイナンスに関わる点だが、そこにプライベートファイナシングやプライベートインベストメントをどこまで入れるか、かつOECDやパリクラブに入っていない債権者からの借り入れをどんどん増やしていく状況をどのように見ていけばいいのかは大きな課題だと思われる。お金がないからできるところからお金を引っ張ろう、しかし、できるところから引っ張るとこれまで積み上げてきた債務の持続可能の議論はどこに行くのだろうか。その観点からは、持続可能性の一番高い国内資金動員をどうやって増やしていくかが一つのポイントになるかと思う。しかし、言い方は悪いかもしれないが、プライベートファイ

ナンスやプライベートインベストメントを増やすことに非常に日本が旗を振っているように見える時も正直ある。要するに、保健の課題にしる、教育の課題にしる、企業の投資をできるだけ増やしていこうとしている。それはもちろん一概に悪いことではないが、プライベートファイナンスはダイレクトインベストメントなのでそれ自体が国の債務には関わらないとは言え、基本的にリターンとして途上国から先進国に資金が還流していく流れが増大するところや、あるいは PPP やその他のケースにおいても民間債務を最終的に国が肩代わりして国としての債務となってしまう歴史も見て来ている。その辺をどのように考えているのか。そしてそこに対して日本のみならず、新しい債権者、新しい SDGs のファイナンスのあり方、それが債務の持続可能性にどう影響してくるのかは市民社会も懸念と期待を持って見ている。今回は債務に特化した質問はなかったが、引き続きその点をご議論させて頂ければと思っている。

田辺：

先日は C20 の会議に来て頂きありがたい。私は C20 のインフラワーキンググループのコーディネーションをしているが、昨年までのインフラのアジェンダはどのように民間資金を呼び込むのが議論の中心だったのに対し、今年はその点は少なくともアジェンダのポイントやプライオリティにはない。逆に債務の持続可能性などが中心である。ラテンアメリカとヨーロッパの NGO は失敗した PPP をたくさん見て来たため、彼らはそういったところでのトーンの違いを非常に歓迎しているところがある。枠組みとして民間資金動員が立て付けとなっていることは承知しているが、今回の質の高いインフラの議論というのは彼らにとっても非常に受け入れられるアジェンダセッティングであると海外の NGO から聞いている。

MOF 津田：

今、大野さんと田辺さんから頂いたお言葉は非常にエンカレジングである。最初に大野さんへのコメントだが、我々の債務の持続可能性への課題はやはり貸している側と借りている側、貸している側でも公的債権者と民間債権者と皆のジョイントエフォーツが必要だと思っている。これから先はテクニカルになるため今日の議題にはしないが、それぞれの課題を浮き彫りにして何をしなければいけないのかをホリスティックに議論しなければならないのが今回の G20 のプライオリティでもあるため、まさしく同じ方向を向いていると思う。

田辺さんのインターベンションに対しては、まさしく「トーン」という言葉をお使いになられたが、これは非常に言い得て妙だと思っている。要は「質を」と言い出すと、「質だけではなくやはり量も」というような議論がどうしても昔からある。量が大事なのは間違いなく、インフラのギャップが開発の現場で供給サイドのボトルネックになっているという議論がある。そのため、「量をやめた」や「今までやって来たことが違う」ということではなく、今までの議論の延長線上として、質をさらにハイライトしていくのが今回の我々のプライオリティのカラーである。その辺りを皆さんと目線を合わさせて頂きながら進めていきたい。

MOF 宮原：

大野さんのご指摘、特に最後の方の民間資金による投資の扱いを間違えると最後はソブリン・デットに

転換していくところは、よく気をつけなければいけない点だと思う。債務持続性は重要だということは、日本政府の一つの大きな論点であって、一方でインフラ投資を進めるための民間資金動員というのも大きな論点でもある。そこでコンフリクトを起こすような場面になったときにどのように考えて、どのような基準等を作り、どのような判断していくかは難しい問題であり、我々は常に頭の隅に、場合には真ん中に移して考えなくていけないと思っている。最後は民間資金を使った投資に関しても、もちろん投資する人たちは自分たちのリターンを中心に考えざるを得ないが、相手が途上国であれば開発効果をどの程度持てるのか、あるいは開発効果が少ないようであれば逆に債務の負担の潜在的リスクが大きくなるため、開発効果と債務負担のバランスを横から指摘していくのは本来開発を担当している公的セクターの人間の仕事だと思っている。現実にはコンフリクトが起きたときにどのようにコンプロマイズしていくのかは非常に難しいと思うけれども、問題意識としては非常に良い指摘をして頂いたので覚えておきたいと思う。

林：

私はちょうど 2000 年代の初めに債務問題に関わっていた。もともと医者だったので、この債務問題の返済のために公的病院に行くと、生きて帰れない状況をよく見かけた。そういう意味で、教育・医療への負担が難しくなってきたのと、そのようなことを二度と繰り返さないという意味で、SDGs も「誰一人取り残さない」という文言を使っている。もちろん経済成長も大事かもしれないけれども、保健・教育の立場からすると、それが本当に人々に帰することではなくなるという恐れがあることを常に踏まえやって頂きたいと思う。

議題 3. コソボ C 石炭火力発電事業 (Kosova e Re) に対する世界銀行の支援検討停止決定と国際協力銀行 (JBIC) による融資検討について

田辺：

コソボ C の石炭火力発電事業の案件はこの協議会で初めて出させて頂く。世銀では 10 年くらい案件を検討してきたが、昨年 10 月にバリで世銀総会があったとき、キム総裁がリスク保証の検討を撤回すると発表した。理由としては、コソボでは再生可能エネルギーが石炭よりも経済的に有利になっており、これは世銀の最低コストのオプションを選択するというルールに合致しているからだとの説明がなされている。他方、12 月にコソボ政府関係者と JBIC・NEXI の総裁及び CEO はコソボの石炭火力発電所の案件について議論を行ったとコソボ政府のウェブサイト公表されている。この案件については長年コソボと世界の環境 NGO から反対運動がなされており、JBIC とコソボ関係者の面談が報道された際にも現地の NGO から JBIC に対して要請書が出されている背景がある。今回質問は 5 点あり、最初の 2 つが世銀、最後の 3 つが JBIC 関連である。

まず質問の 1 点目、報道されているキム総裁の発言の事実関係と、世銀の事業ウェブサイトを見る限り、今の所「パイプライン」となっているのだが、その理由を説明頂きたい。また、世銀が見積もっているコスト比較だが、再生エネルギーと石炭発電のコスト比較の内容についても伺いたい。質問 2 点目は、財務省及び日本理事として、このキム総裁の発言に対しどのような評価をなされているのか伺いたい。

JBIC 関連の質問に入る。昨年の夏に閣議決定されたエネルギー基本計画では、「パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案する」と示されている。そのため、コソボ政府からこのような石炭の支援提案があった際には、再生可能エネルギーを含むあらゆる選択肢を提案するのが必要だと思うが、そういったことはなされているのか。質問の 4 点目、エネルギー基本計画の中では支援対象は「エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ない国に限る」となっているが、先ほど話したように世銀は経済的に見合わない判断している中、財務省はコソボを「選択せざるを得ない国」として認識しているのか伺いたい。

最後に、エネルギー基本計画に示されているあらゆる選択肢の提示と、経済性等の観点から石炭を選択せざるを得ない国と判断をする過程は適切に実施されているのか。そして、その説明責任を果たすのは必要ではないだろうか。現状のガイドラインではこの部分は EIA を受け取ってから基本的に 45 日経てば融資できるとなっており、必ずしもこの二つのエネルギー基本計画に書かれていることと説明責任は JBIC のガイドラインにおいて明示されていないと理解している。そのため、ガイドライン改訂は先になるが、エネルギー基本計画の適切な実施と説明責任を果たすためには指針等が必要だと考えるが、いかがだろうか。

MOF 佐野：

1 点目と 2 点目について、私から回答差し上げる。まず 1 点目だけれども、世銀と確認したところ、報道されているキム総裁の発言は実際にあったとのこと。続いて、ホームページ上の記載について、ご質問頂いた時点では「パイプライン」と載っていたが、その時点ではパイプラインから落とすための世銀内部の手続き中だったとのこと、今朝、私がホームページを確認したところ「dropped」となっている。具体的なコスト比較だが、こちらも世銀と確認したところ、分析レポートをコソボ政府との間で最終化している最中であるため、まだ共有できる段階ではないとの回答を頂いた。

2 点目の財務省・日本理事としての評価だが、最終的に一般論になってしまうが、財務省・日本理事としては世銀のマネジメントが承認して理事会に上げてきた案件について、理事会のペーパーが出てくるので、それを見た上で検討を行っている。この案件については、その理事会に上がる前の段階でマネジメントの検討の段階で俎上から落ちてしまった。パイプラインの案件は多分たくさんあるが、それをピックアップして案件承諾に向けて理事会にあげていくかはマネジメントの裁量となっており、財務省・日本理事としてこれに対して何かしら評価を与えるものではない。

MOF 渡邊：

まず、JBIC はコソボ政府に対して再生可能エネルギーの選択肢の提示を行ったかというご質問について、JBIC の方から回答させて頂きたいと思う。

JBIC 関根：

コソボ政府との関係だが、相手国のニーズに応じて再生可能エネルギー、あるいは可能性があれば水素等も含めて、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案する。その中で、石炭火力発電案件に取り組む場合は、エネルギー安全保障あるいは経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ない国に限り、相手国から要請がある場合に OECD ルール等を踏まえつつ、相手国のエネルギー政策・気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新と言われている超々臨界以上の設備の導入について支援する、というのが日本政府の方針と理解している。これを踏まえつつ、個別案件の適合性を慎重に確認しつつ取り組むというのが本行の一貫した考えである。そこで、今はどの段階なのかという疑問に対しては、個別案件の詳細になるため、答えるのは控えさせて頂きたい。いずれにせよ、政府方針の適合性を十分に意識して進めている。

MOF 渡邊 :

JBIC から回答頂いた通り、この案件に関しては、現状では回答できる状態ではない。財務省としても、JBIC が申し上げた通り、平成 30 年 7 月の第 5 次エネルギー基本計画に沿ったものかどうかについては、個別の案件ごとにしっかりと判断していくことになるものと思う。

次のご質問だが、コソボがエネルギー基本計画でいうエネルギー安全保障および経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ない国に当たるか否かについてと、どういう認識をしているかについて。現時点において、財務省としてそのような判断は行っていないというのが回答になるかと思う。先ほど申したように、一般論として日本政府方針との適合性を判断していくのは大前提としてあるので、それは申し上げたいと思う。

最後の点だが、具体的な業務指針が必要であろうかという点である。JBIC においては、適切に石炭火力案件を実施するように、昨年 7 月の第 5 次エネルギー基本計画の閣議決定以降、個別案件の適合性については JBIC と弊省との間で協議を行いつつ、慎重に見極めた上で取り組んでいるところである。今後も同様の対応を継続する所存なので、主務省である弊省として適切に監督していきたいと思っている。

田辺 :

質問の 1 点目についての追加質問だが、コスト比較については基本的に石炭よりも再エネの方が安いということについて、世銀はそのような理解をしているということによろしいか。そして、コソボ政府側と調整しているというレポートについては、いつごろ開示できる見込みなのか。とりあえず、世銀についてはその 2 点の回答をお願いします。

MOF 佐野 :

まず 1 点目のご質問だが、世銀に確認したところ、石炭と比較してエコノミックコストが低い再生可能エネルギーの選択肢があるということを確認したとのこと。2 点目のレポートについてだが、具体的な時期はまだ分からない。世銀とコソボ政府の関係でもあるため、コソボ政府のレビューの状況次第とのことだ。

田辺：

レポートそのものではなくても、いくらかということについても公開するのは今の段階でも難しいということか。

MOF 佐野：

コソボ政府の最終レビュー中なので、今の段階ではまだ難しいということだ。

田辺：

JBIC 関連のことに関しては、エネルギー基本計画で、選択肢の提示を行うと言っている。選択せざる得ない国のみやるということになっているので、これに対して選択肢の提示を行ったかどうか、なぜ現段階で言えないのかが分からない。このエネルギー基本計画の実施については、いつどのように説明責任を果たすのかが改めての質問である。

JBIC 関根：

案件の組成、あるいは協議、コミュニケーションなど、そういったものを通じて最終的に私たちの場合は契約をリーガルな形に持っていき、要は融資契約の調印ということになる。融資契約の調印をするということは、今ご指摘のあった政府の方針とのすり合わせを十分に経た上で、説明可能だという判断の下、あるいは政府の理解の一致の下、調印を行うことだと考えている。しっかりとした説明は、融資として認めていくというものの判断の一つとして、私たちはその際に判断して参る。その際には政府との調整、認識の一致を図るということだと思っている。

田辺：

環境社会配慮ガイドライン上は現段階では我々は EIA が、JBIC サイトに載った段階でしか、JBIC が検討を開始したことを知る余地はない。今のご説明だと、その時点で選択肢の提示を行ったかということは、ご説明できないということか。結局このエネルギー基本計画で求められていることは、ガイドラインをただ単に守っていれば良いということではないと思う。ガイドラインの前段階において、きちんと日本政府、もしくは日本政府の公的な融資機関として、こういうことをやると政策上謳っている。これはこれまで通りの情報公開だけでは、不十分ではないかと思う。その辺りはいかがか。

JBIC 関根：

財務省の話と私たちの話と入り乱れているご質問ではあるがお答えすると、今 EIA のご指摘があったが、EIA の情報公開はガイドラインで定められたルールに則って実施させて頂いている。その後の色々なコミュニケーションもさせて頂いているところである。ご案内というか、繰り返しになるのだが、私たちとしては何か予断を持っているわけではない。最終的な決定、リーガルに効力が生じるというところでプロジェクトが進んでいくことだと思っている。最終的な判断、決定の段階で説明がつくかどうかを最後の段階までしっかりと詰めていくということ。それは今申し上げた政府との方針の確認ということも含めてということである。

田辺：

財務省にお聞きしたいのは、このエネルギー基本計画に書かれている選択肢の提示等々の説明責任をどのように果たしていくのかということだ。その点はいかがか。

MOF 渡邊：

我々としても JBIC において日本政府方針と相反するような案件を進めることはよろしくないと考えている。日本政府方針と適合しているかどうかは、我々の視点からしっかり確認していくというスタンスでいる。その上で日本政府方針と適合するとの判断になるのであれば、それは JBIC において融資契約の方向に進んでも良いという判断になっていく。

田辺：

説明は対外的には難しいということによろしいか。今のご回答だと、融資決定において、意思決定した段階で初めて方針と適合しているということを経験したと言えるが、前の段階で選択肢を提示したかどうかだけでも説明することは難しいとの理解で良いか。

MOF 渡邊：

どの段階で、どの程度の情報まで公にするかは我々だけでは決められない。JBIC としても JBIC だけで決めることはできないと思う。然るべき必要性がある場合には、そういったタイミングで説明することはあると思う。融資契約に至るまでの間に我々としては説明可能なようにしっかり確認していくものと考えている。

議題 4. インドネシア・チレボンおよびバタン石炭火力発電事業の環境社会配慮に係る住民の指摘に対する JBIC の現地モニタリング時の確認方法とその後の対応結果

鈴木：

財務省との協議の間に何度かお話させて頂いている、インドネシアの石炭火力発電所、バタンとチレボンの件だが、今回は漁業に関する被害に焦点をあてて話させて頂く。実際 JBIC さんとも事前にお話をさせて頂いて、状況の確認等を進めて頂いているが、我々として納得できかねている部分がある。その点について今回財務省さんの見解も伺いたいとのことで議題にさせて頂いた。背景としてはバタンの建設が進む中で水産事業者への被害が発生している。現地で事業者の方が確認している段階ではそのような影響はないとのことも出ているが、波多江さんが現地で調査をし、住民との対話をしているところでは実際に被害が出ているということだった。今回添付資料として付けさせて頂いた地図を見て頂くと分かるが、本来投棄しなければならない 20 km 先ではないところに浚渫土が落ちている。お手元の地図に示しているのは漁民の方からの証言があった点を示している。本来だったら捨ててはいけないところに土もしくはがれきのようなものが落ちている。これによって漁民の被害が発生している。このようなことに対して現地の団体から要請書が JBIC さんの方にも届いている。この問題というのは 2016 年の時から発生していて、何年も前に一度住民と JBIC と話をしているものである。今回議題の背景とのことで過去の記録等も書かせて頂いているが、以前に財務省からも十分な処置を行うとの意見を頂いている。ところ

が、残念ながら 2016 年以降状況が改善されることもなく、被害が軽減されることもないまま現在に至る。この浚渫工事が 2020 年の 4 月まで続くとのことなので、現状のままこれが続くと漁民の方たちは生活に大変困ってしまう。海の状況としてもこれ以上被害が及ぶことは避けたい状況なのでどうにかしたいというのが今回の趣旨。

そのような状況を踏まえて、質問を 3 つ出させて頂いた。質問の 1 と 2 がバタンに関わるものである。1 点目がバタンにおけるモニタリングについてで、2016 年から起こっている状況をどのように把握しているのかということと、それに対するフォローアップ及び説明責任を果たしていないのではないかと我々は考えているので、財務省としてはどのようにお考えなのか。

2 点目がバタンの被害の現状である。先ほどから伝えている通り被害が出ている。資料 3 にエクセルでまとめたものをつけさせて頂いているが、現地で実際に漁民の方たちに聞き取りを行った結果である。現地の方たちが自分たちの船を一人が一艘持っているわけではないので、実際に船が被害を受けたとここに示しているレポート以上に、被害を被っている漁民の方たちの数は多い。その家族の方たちへの影響も含めるとかなりの被害金額が及んでいると考えられる。それを踏まえてどのように対応していくかだが、現在の状況が改善されない限りは今の工事をすぐにでも止めて頂きたい。有効な再発防止策がとられないままでは貸付実行も停止して頂かなければ、生活が困るわけだがどうお考えか。

3 点目がチレボンだが、チレボンも小規模漁業で生計を成り立たせている方が多くいる。チレボンの場合、1 号機は動いているし、1 号機ができる時の工事において漁民の方たちが非常に実害を被ったとことで、2 号機の建設に対して反対運動を起こしている状況である。チレボンに関しても現地実査を JBIC はやっているが、的確にチレボンの住民たちに説明をされたのか。住民グループに対して説明責任が果たされていないが、どのように果たすべきか。現状としてはどうなっているのかについてお伺いしたい。

MOF 渡邊：

まず、バタンからだが、JBIC が適切に対応を行ったのが、ご質問の背景にあると思われるので、その点に関して。我々も JBIC から情報共有をしてもらって確認をしているところだが、JBIC からは 2016 年 12 月の現地実査後に事実確認、事業者へのフィードバックを行って、その後も事業者の対応について JBIC としてフォローアップしていると承知している。この点については JBIC からもう少し詳細に説明をしてもらおうと考えている。

JBIC 関根：

ご指摘の点だが、2016 年 12 月実査において申し立てがあった漁業活動に対する被害については、その後環境森林省、中部ジャワ州環境局などに対して直接状況ヒアリングを行って住民から挙げた点も含めて事業者による環境社会配慮というのを確認したうえで、その指摘事項も含めて事業者に速やかにフィードバックをしているという状況である。本プロジェクトについては事業者が提出するモニタリングレポートの確認に加えて、年一回実査をしているというように話を受けている。さらに外部の環境コン

サルタントを雇用して、モニタリングのレビュー、あるいは実査も専門家の目で見て頂くというような対応をして、モニタリングを強化しているところである。

直近の12月だが、実査を行ってその後皆様を含めたステークホルダーとの意見交換において、漁業活動に関する被害状況について正に今日頂いたような話を受けて、私たちのモニタリングに加えてそのような点も含めつつ対応策というものを検討、協議をしてきた。改善の方向性だが、今できることは、現に起きていることがあればそれは速やかに改善する、あるいは問題があれば補償というようなことかと思う。協議・検討の結果、事業者は具体的な追加対応策を講じていくこととしている。いくつかある。補償手続き等は漁業組合と浚渫事業者の間の契約に基づいてなされているが、この理解がないと補償を求める権利が仮にあった場合、その対応を求めるというアクションになかなかつながらない。まず、その内容の追加的な説明会を速やかに実施するということが一点目である。そして、契約に基づく補償手続きの迅速化を図るということがある。それから漁民の方々に浚渫土の投棄船というものがあるが、コンプライアンスに則って行っているというのを見て頂くために（投棄船に）同乗して頂くというものを促進していく。日当の支給も含めて対応をしてまいりたい。それから、補償手続きだが、このモニタリングを事業者においてしっかりとしてまいりたい。さらには、細かい話になるが投棄船の燃料消費のデータの住民への開示というものを月次で行っていく。それからGPSデータの住民への開示というものを行っていく。さらには問題が起きた場合の窓口、ワンストップということで東ロマン地区におけるヘルプデスクというものを、スタッフを事業者からも一名派遣して設置をしていくといった対応策によって、仮にそのようなことが行われているということだったら当然防止、補償していく。あるいは疑いの連鎖を切断するということから住民の方々に参加をして頂きながら投棄作業をさせて頂く。それから情報開示。これらを通じ、信頼を回復するような手立てはとれると考えている。今話したような措置を速やかに実施していくということが当面の最善な策であると考えている。検討ではなく、行うということを念のため申し上げさせて頂く。

MOF 渡邊：

2点目だが、モニタリング結果をJBICにおいて公表してモニタリングの透明性を高めるべきではないかというご指摘を頂いていることについて。ご承知のことと思うが、JBICのガイドラインにおいては、融資契約締結後の情報公開の対象としては、環境レビュー結果に加えて、プロジェクト実施者のモニタリング結果が、プロジェクト実施国で一般に公開されている場合には、その範囲内でモニタリング結果を公開するという事になっている。モニタリング結果については、環境ガイドライン上における情報公開にかかる基本的な考え方として、借入人などの商業上の秘密には十分に配慮し情報公開の原則とこうした秘密を両立させることとしており、JBICとしてはこのような基本的な考え方を踏まえて、モニタリング結果について一般的に公開されている範囲で公開するという事させて頂いている。モニタリング結果の公開については、こういったガイドラインの規定を踏まえて、JBICにおいて適切に対応するものという風に考えている。ガイドラインの規定にある通り、所轄である財務省としても随時JBICからの協議を受けて、引き続き環境社会配慮が十分適切になされているかというのを確認してまいりたいと考えている。

それから 3 点目の住民に対する説明責任を果たすべきではないかというご指摘について。財務省としてもプロジェクト組成にあたっては現地住民や NGO を含むステークホルダーがプロセスに参加することが非常に重要であるということは認識している。JBIC が現地住民や現地の NGO などと丁寧なコミュニケーションをとるように努めるべきであろうということは大前提として認識しているところ。本事業については、先ほども JBIC から回答があった通り、住民との対話や情報共有を行うべく、働きかけがなされていくものと考えている。

JBIC 関根：

先ほど実査をしていると申し上げたが、これは私たち独自で実施する場合と、NGO 等のご協力を頂きながらという場合がある。その際にいろいろな方々の意見を頂戴する機会を合わせて作れるものなら作っていく。その際に意見を頂戴するあるいは頂いた意見に対する考え方をご説明する。ここに双方向のコミュニケーションを継続して作ることが重要だと思っている。

MOF 渡邊：

それから 2 でご指摘頂いている、JBIC は自ら調査を行うことを検討すべきと考えるが財務省のご見解を伺いたいとの点について。これもご案内の通りだと思うが、JBIC の環境ガイドライン上は環境社会配慮の主体はあくまでもプロジェクト実施主体となっており、JBIC もこれを確認する建て付けになっている。他方でご指摘の通りだが、環境ガイドラインでは必要に応じて JBIC が自ら調査を実施することがあると規定されている。本事業においては、このような規定を踏まえて JBIC が主体となって定期的の実査を実施していると承知している。それから、貸付実行を停止すべきとのご指摘だが、貸付実行の停止などに関する措置についても環境ガイドラインに記載されている通りである。JBIC においてこういった規定を踏まえて適切に対応すると考えている。財務省としても随時 JBIC と情報共有を密にしながら適切に監督をして参りたいと考えている。

最後にチレボンの件だが、これも住民グループに対する説明責任を果たすべきとのご指摘については、JBIC から事情を聞いているところだが、NGO 側に対話の呼びかけを行っているが、残念ながら実現に至っていない状況があるとお聞きしている。こういった状況や経緯などについてももう少し詳しく JBIC から説明をお願いしたい。

JBIC 関根：

先ほど双方向のコミュニケーションを実査、必要に応じて追加的な確認・対話の場を設けながら双方向のコミュニケーションを図るとバタンの件でご説明したが、何が本質的なところなのかも見極めながら追加的対策をできるのであればやっていくのが基本的な考え方である。チレボンについては事実を申し上げますと、2018 年 11 月に実査を行うにあたって、環境社会配慮のご指摘を頂いた住民の方々からのヒアリングと直接対話を目指していた。しかし、残念ながら JBIC が直接対話を希望する目的はあくまで事業実施に賛同させることであり、直接対話の場で建設的な議論は望めないといった理由を付されて断られてしまった事実がある。私たちからは、当然ではあるが、直接対話の目的は賛同を得ることを目的としてやっているわけではなくて、住民の方々の意見をお伺いすることあり、面談の実現が直前に決まる

場合でも出向いていく旨を書面にて示し、私たちの思いをお伝えする形を NGO 経由で取らせて頂いたが、これが固辞されてしまい、結果として対話が実現しなかった経緯がある。先ほどから双方向と申し上げているが、住民の方々との対話の重要性を認識しており、今後の機会を通じて引き続き対話をする場、意見、状況をお伺いする場を作れるよう働きかけていく方針である。

それから 2018 年 11 月に実施した現地実査については事業者のアレンジの元、業者を含む住民の方と可能な限り広く面談を実施した。残念ながら先ほど申し上げた住民の方々からはお断りされてしまったが、それ以外の方々とは面談を実施して双方向で住民の方々の状況は確認をしている。それからそのヒアリングにおいては、CSR 活動の充実を求める要望が多数寄せられた。これについては事業者はその旨を伝達し、こういう声があることを伝えている次第である。何度も申し上げているが、当行としては現状認識、説明を行い、場の在り方や場の設定の仕方に工夫があるのであればお知恵を頂きたい。ご意見や実情を伺う場を設けたいと考えており、その点については努力をして参りたい。また、協働をさせて頂ければと思っている。

鈴木：

お聞きしたいことがあるのだが、モニタリング、現地実査を JBIC がされる際にモニタリングチーム、外部コンサルを入れてとの話もされていたが、最近の実査の中では外部コンサルは入っているのか。今までやられた実査において、バタンに関しては随時いらっしゃっていると。

JBIC 角掛：

ご指摘の通りで、直近の実査においても全行程で外部コンサルタントに同行頂いた。それは、現地の様々なステークホルダーとの対話においても同様である。

鈴木：

次の質問だが、バタンの実査の実施では必要に応じて自ら実施されているとの話だったが、今我々が伺っているのは目で見て見えない海中の話をしていて、それが必要だと思っている。それに対して JBIC は海中調査的なものも自身でやるという、自分たちがというわけではなく外部コンサルが行うにしろ頼んで、事業者以外の方たちへの調査をやって頂くことは検討されているのか。それとも、それは今のところはないけれども今後検討して頂ける希望を持って良いということか。

JBIC 関根：

現状の私たちの考えをお伝えするが、現状は伺ったことに対する対処として、先ほどご説明申し上げた複数の追加的な対応策が速やかに実施されること、手続きもあるので、順番はあるがその実施によって速やかに改善、あるいは信頼を取り返すこと、あるいは補償が滞っていれば速やかに行うこと、こういった追加的対応策の実施が重要と思っている。それが実施されていることを確実にモニタリングしていくことが現状の重要な対処だと思っている。それを引き続きモニタリングしていく、働きかける、それが実際に実施されることを確認していくことが私たちのやることである。今ご指摘の点については、

その対応策の導入の状況も踏まえて、環境ガイドラインに基づき適切な対応を取っていく。私たちとしては追加的対応策の構成を速やかに広げることに注力したいと考えている。

鈴木：

現在決定したとおっしゃったその追加的対策だが、ある程度の予定を決まっている範囲で良いのでお教え頂きたい。

JBIC 角掛：

今のご質問の点については、7つ対応策を考えていると申し上げた。まずコーポレートアグリーメントに関する説明会は早ければ来月には予定をしている。2点目の漁民の浚渫土投棄船への同乗については、説明会が先立つものだと思っている。これによって漁民の皆様にかつこういふことがあるのだとご認識頂き次第、なるべく早くに導入すると承知している。3点目の手続きの改善、これは今 on going でやっているため、継続的にどういふ改善をし得るかを、引き続き事業者さんにおいてご検討頂きながら、私どもも確認していくということだと思っている。4点目のモニタリングの改善についてだが、具体的にいつかは決まっていなところもある。ただ、事業者となる BPI からコントラクターに対して手続きの状況について直接確認を行うことはなるべく早くやっていきたいと伺っている。5点目の燃料消費のデータについては、早ければ 2019 年 4 月頃から導入予定と聞いている。6点目の GPS データの閲覧については、多少時期が不確かなところがある。それはなぜかと言うと、どういふ場所でこれを閲覧するのが、関係者の皆様からの理解を得るにあたって一番良いかという調整が先立つ。その調整ができ次第、これもなるべく早くやりたいとのことだ。最後のヘルプデスクの件は、来月にも開始予定となっている。

鈴木：

そこに関して、今言える要望をお伝えさせて頂くと、5番と6番の燃料とGPSの開示は、今からというもののなのか、過去にも遡って出してくれるのかも少し気になった。既に被害を出していることをまとめたものを、漁民たちはJBICに報告をさせて頂いている現状である。出来れば過去のものも遡って、要は浚渫工事が動き始めた段階がベストだが、出来ればそういったところのデータも一編に開示して頂ければというところだ。もう一つ、開示をするにあたって、やはり一部の方しか見られないということは問題だと思うので、広くきちんと見られるようにすること。さらにGPSのデータに普通は入ってくるが、そのときの時間が重要である。夜の見えないところでポトツと落とされているとの住民の方たちの指摘もあった。基本的にはこういった作業は日中にやると思うのだが、その時間等も含めたデータ開示を進めて頂ければ。ご検討頂ければ幸いである。遡れるかは今ご回答できるか。

JBIC 角掛：

調査のスコープをどうするかは、今まさに検討をお互いでやっているところだ。頂いたご意見は踏まえたいと思うが、検討させて頂く。

杉浦：

チレボン案件についてだが、JBIC が去年の 12 月に対話をしようと思ったところ、向こうの現地団体が

ら、残念な返答が返ってきたとのことだった。その時に向こうとしては訴訟中ということもあり、慎重になっている点と地域分裂を目論む推進派がいることも懸念されての反対だった。本議題の提出の時はまだだったのだが、バンドン地裁から最高裁判決が出たことを知らせる通知を2019年の2月8日付で受領している。今後再審請求を行っていく予定なので、訴訟プロセスが続くと思われる。環境社会配慮に関わる指摘を行った住民グループに対する説明責任に関して、これは書簡等でも可能かと思うが、その可能性はあるのか。今後訴訟プロセスが続くと思うので、会うことも難しくなってくると思うが、説明をする際に書簡は可能か。

JBIC 関根：

訴訟によって現地住民の方と会えないという認識がなかった。私たちとしては一番良いのはやはり、お話を伺いして趣旨を確認すること。どういう意味か、どこでどういうことだったのか、私たちはこうだが違うのかと、文書の行き来の中でそういうことを発展させることが、私としては最善の方法だと思っている。その実現を目指すことが一番良いと思っている。

鈴木：

補足的に説明をさせて頂く。まず訴訟判決についてだが、質問状のチレボン事情のところ小さく脚注という形で書いているが、依然正式な判決通知および判決文を受領していないと書かれている。提出した時点ではそうだったのだが、今説明したように、2月8日時点で判決通知は確認が取れている。ただ、判決文の取得にプロセスが必要なようなので、文書自体の入手はon goingという状態である。それがまず一つ。住民に対する説明の設定が実際にうまくいかなかったということで、波多江さんが色々苦労されたのだが、確かに裁判が進んでいる。さらにそれが進むということを配慮している部分もある。ただ、それだからというだけではなくて、やはり住民間のコミュニケーションも色々状況を踏まえて、その点はチレボンだけではないが、現地での問題等も色々あったので会えないという判断を下したという部分もある。JBICが事業ありきで進んでいる中で、お話を進めることはなかなか難しいと向こうが判断しているということもある。どうしてこうなったのかということの一つに、先ほどから関根さんが何度もおっしゃって頂いているように、相互コミュニケーションがうまくいっていない部分ではないかと思う部分もある。

JBICからは事業者への改善要求や事業者にやるように強く言って頂いていると聞かすが、実際住民からすると、何がどう進んでいるのかわからない、JBICがいくらプッシュしても何も変わらない、ということもあつたりする。何を言っても改善されない状況がずっと続いていた中で、JBICが会おうと言ったところで話をするのは嫌だと言う人が出てきたとしても、なかなか調整が難しい。NGOの立場からしても住民からすれば、住民とは違うという線引きをしている人たちもいなくはない。そういった意味では本当に慎重な配慮が必要かと思う。具体的な点を説明するだけでもまずは住民に伝えることによって、住民が話をしてみようとするものがあるならば、それは一つの良いステップになるのではないかと思う。そういった意味でも考えて頂くことは可能ではないか。

JBIC 関根：

根本的な話を含むが、もし何らかの形で信頼が失われつつあるなら、非常に残念で、努力をして参りたい。基本的にはプロジェクトの配慮は、一義的には事業者が対応していくことが極めて重要であり、当然やるべきことである。そしてそれを監督する現地の当局がしっかりとした法体系の下で実施する責任がある。この2つの主体がしっかりと責任を持ってやるのが基本的な形である。

民間の金融機関だけで、あるいは金融機関がなく全てを事業者のお金で実施する場合はそこで完結する。JBIC ファイナンスを使っていることで、JBIC がある意味中立的な機関として、そしてガイドラインを持っており、そのガイドラインを作るプロセスを皆様にご協力を頂きながら作っている考え方に沿って、本来責任を持っている人に加えて、そういったガイドラインを持つ立場として、事業者、当局、そして第3の道である JBIC として役割を果たしていく。

そういう立場にいることを是非理解を頂けるように説明を尽くし、その中で信頼がどこまで失われているのかという点はあるが、今お話のあったところは最終的には一回きりではなく随時対話することが重要である。その状況がどのようになっているのか、それぞれの言い分がどうなっているか、これを継続していくことが次の道につながる。いずれの案件についても、私たちの立場であるので、そこに向けて何が良いかは、今頂いたようなご意見も含めてベストを尽くすことだと思っている。

鈴木：

引き続き対話の機会を掴めるように、こちらもできる限りの対応はサポートできればと思っているので、JBIC も引き続きよろしく願います。

古沢：

バタン事業の話の中で確認をしたい点がある。12月に実査と意見交換をされ、その中で追加的な対応策について検討されたとの話について少し確認したい。この資料にも出ているが、2016年からの様々な被害状況等が積み重なっており、そのような現状に対しての問題がどのように認識されたのか。その問題の認識において、基本的には事業者の責任になると思うが、事業者はそれを責任として感じているのかどうか。その辺りの問題認識がこの時にどこまで明らか、あるいは共有、場合によっては不一致な状況だったのか。そこはどのようにこの問題認識について現地の状況を得ているのかの確認をしたい。

JBIC 関根：

現地に行っている人間はまた別なので不足があるかもしれないが、私の認識の範囲内では皆様方から頂いた、あるいは住民方から頂いた状況は全てもれなく事業者さんにお伝えして突き合わせをしていく。一つ一つするので、全てにおいて「そうですよね」ということになっているのかということとそれぞれ疎らだと思う。いずれにせよ、そのような問題意識を持って対処をする方向性では一致しているからこそ、こういった対策を進める事が合意されたと思っている。一つ一つの問題については、事業者により、おそらく様々な検討をしているところ。総じて、そのような状況に置かれている、そのように感じている、そのような指摘があるということ踏まえた事業者による追加策とご理解頂ければと思っている。

JBIC 角掛：

今申し上げた通り、私ども自身も非常に問題意識を強く持っており、毎回実際に現場に行った際に事業者に速やかにフィードバックをしている。そのため、皆様と問題意識はきちんと共有できていると思う。それは事業者においてもしっかりとある。

古沢：

一応確認しておきたい。こちら側からそちらが今対応されている様子はよく分かるが、やはり最終的には事業者が本当にそこを遵守するか、そして問題を起こさない事が一番解決策ではないだろうか。その点に関して気になるのは、こういった事が起きていることに関して事業者がどう受け止めているのか。これから起きないようにするとのスタンスなのか、あるいは大変な事を起こしてしまい、過去に遡ってこのような問題に対してどう責任をとるか。より深く事業者自身の対応にきちんとした積極的な対応が見られたかどうかが一番気になっている。やはりそこはよく分からず、今後対応するように努力する程度の話なのか、そこが一番気になったところである。

JBIC 角掛：

現地で事業者は事業をやっているのも全てを知っているかと思う。そこで、前に面談させて頂いたときにも申し上げたが、こう意見を頂きながら私どもは多少初めて認識することもある。言って頂いた意見も踏まえながら事業者と何度も協議を重ね、彼らにおいても私どもの意見を翻って NGO の皆様の意見も反映されているかと思うが、それをきちんと確認した上でいろいろな対策をしている。もちろん事業者のアンテナは高く、まさにそういったご意見を頂いて今回申し上げたような 7 点の対応策も確約頂いている。皆これは真剣に受け止めて、真摯に対応することで一致していると思う。

古沢：

おっしゃることはよく分かるが、日本の公害問題の時も同じで、その時の対応で気になるが被害等が起きたときに対する事業者のパターンがある。何とか対応しようという姿勢はあるが、もしその事実や問題を認識したのであれば、なぜそういう事が起きてしまったのか、何が原因だったかについて自らそこに対しての責任を感じるかどうか実際に大きな分かれ目だと思っている。しかし、その確認は実際には難しい。それぞれ状況を抱えているため安易なことにはならないが、そこに私たちが踏み込んで事業者がこういった事に対して責任を感じているか、どうしてそれが起きてしまったのかを自らきちんとしていくかどうか最終的に一番気になっている。かなり突っ込んでお聞きした。今後の対応にも出てくるかもしれないが、まずその出発点・論点としてはそこが重要という事で改めて指摘した。

田辺：

7つの改善策でカバーされていない点の一つある。これまでの土壌投棄が果たして適切だったのかを探る問いが 7 つには入っていない。その点は追加でやる必要があると思うがいかがだろうか。それから被害について、改善点 3 点目に手続きの改善が謳われているが、おそらく網が証拠としてあるものもあれば網が流されて証拠が一切ないというのもあり、あくまで証拠に基づいて被害を訴えて来る人を待っているだけではおそらくすでに起こっている被害を完全に解決することには至らないと思う。手続きの改善

の中で起きている被害をどこまで推定した上で被害の補償をするのか気になっているがいかがだろうか。

JBIC 角掛 :

1 点目のご質問について、まずはこの 7 点の対応策を先ほど申し上げたけれども、きちんと私どもとしても履行されることを確認して、ステークホルダーの皆さんにとってなるべく透明性が高くかつ簡便な方たちでの諸々の手続きがなされる事が大事だと思っている。それに注力をして参りたいと思う。続いて質問 2 点目の手続きに関して。皆様もご承知の通り、コーポレーションアグリーメント上、これを提出すれば良い等のかたちにはなっていない。なので、あくまでも訴えの対象になっている被害といろいろな現場での状況を突き合わせて個別に因果関係を検証し、100%は何にしてもないかもしれないが、かなりの合理的な範囲で認められる、であるがゆえに補償するといった事であると思う。抽象的な答えになってしまうけれども、そういう範囲の中で判断がこれまでも下されてきていると思う。

田辺 :

おそらく 3 番の手続きの改善を真剣にやろうと思えば、最初に言った土砂投棄がどこでなされていたのか、そして投棄が適切になされていたのかという論点に突き当たって、結局それがない限りは実際の破れた網がある等、被害が目に見えない限りは非常に難しいのではないかと思う。是非土砂投棄が適切になされていたかどうかをきちんと探る、フォローをするような改善策に入れるようにして頂ければと思っている。

JBIC 関根 :

まず網がないとダメと申し上げたが、そこは補償手続きがどうなっているのか、迅速化もするが、実際にどうなのかのモニタリング体制を改善すると申し上げた。それを私たちも確認していく、あるいはその確認をするとまた皆さんからその情報ルートだけで良いのか疑問になるため、それなら次の実査のタイミングで住民の方々に「こういう改善策をしているが、その結果どうか」ということを私たちだけで聞いてみるなど。そういうサイクルを回すのではと、私としてはそれが一番良いと思っている。

鈴木 :

関根さんをご覧になっていないかもしれないが、ご担当者の方には先日ビデオも見て頂いて、漁民が非常に困っていると、網を引き上げている中に石がガラガラと入ってくるようなビデオとか写真とかを実際に見て頂いて、かつこのエクセルにまとめられたデータも見て頂いて、実際にこう言った被害があがっているのをどうお考えになっているのか。重視しているのはわかるが、これも事業者さんも同様な認識にいたるのだろうか。要は、7 つの対策を考えて頂いてこれから進んで行こうとしているが、漁民にとっては今である。田辺さんが言ったように今からの対策も大切だが、今までの補償・改善がされないと根本的な問題の改善にならない。その点、JBIC に様々な現状を言って被害を見せてお願いをした。そこでプロセスを改善するなり、前向きに進んでいくにあたって、JBIC および事業者は現状認識としては被害があると認めて頂いているのか。

JBIC 角掛 :

言い方が難しいが、被害があると認めるというのは、今頂いている情報でこれだけの苦情があるのは事実として認識している。ただ、このプロジェクトとの関係において、一件一件因果関係があるのかどうか私も自身現在ではわからない。そういう意味では被害がこの全てにおいて表出しているということをおし上げるのは難しい。しかし、繰り返しになるが、これだけの苦情が寄せられていることは重く受け止めており、漁民の皆様にとって非常にこのプロジェクトを取り巻く関係がクリティカルだというのも十分・十二分に理解している。

鈴木：

了解した。では、その十二分に踏まえた状況の上でこれからどのように進めていくか、住民の方とも良いように進めて頂ければと思う。よろしく願います。

MOF 今村：

本日は皆様お忙しい中ご来庁頂きありがたい。今回は G20 の話から、個別プロジェクトの話までいろいろバラエティの富んだ議論と意見交換をさせて頂いた。毎回そうだが、頂いた意見を踏まえて、こちらでも今後の行政などで役に立てていくと同時に、きちんとフォローアップをさせて頂きたいと思う。続いて、ハウスキーピング的なことで恐縮だが、我々の事務年度が 6 月までだが、それまでにもう一度開催させて頂ければ良いと思っている。その際は先ほどご提案あった時間のことも含めたいと思う。そこで、ご参考までに今後国際局が控えている様々なイベントをご紹介させて頂く。一番大きいものである G20 の財務大臣会合が 6 月の下旬、そしてサミットが下旬にある。その辺りのイベントの日程感とこの会議の日程感をうまくシンクロさせながら、内容的な面とアベイラビリティの面をまたご相談させて頂きたいと思う。また、TICAD が 8 月の下旬にあるので、それも睨みながらやって頂ければと思う。それ以外で我々の担当している開発金融機関の総会のようなものがあるが、例年通り 4 月にワシントンで世銀の春季会合、5 月にフィジーで ADB 総会、その後 5 月にサラエボで EBRD 総会、そして 6 月の中旬に赤道ギニアでアフリカ開発総会がある。我々が見ている日程感なので、ご参考までに。それでは引き続きよろしく願います。